

## 西宮市地域のエコ活動認定実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民等の地域における環境活動の取り組みを促進することを目的とし、エコアクション事務局（以下「事務局」という。）が行う西宮市地域のエコ活動認定（EWCエコカード・持続可能な地域づくり市民活動カード又は環境活動の取り組み実績に応じて認定する事業）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) エコ活動 エコ活動とは、市民等が持続可能な地域づくりに向けてEWCエコカードや持続可能な地域づくり市民活動カードを活用して行った環境分野などでの諸活動の総称とする。
- (2) エコカード 西宮市が発行する小学生対象のEWCエコカードをいう。
- (3) 市民活動カード 西宮市が発行する中学生以上の在勤・在学・在住者を対象とした持続可能な地域づくり市民活動カードをいう。
- (4) エコ活動数認定対象となる者 エコカードについては、「アースレンジャー」（10個のスタンプ取得者）に認定された者、市民活動カードについては15以上の活動認定をされた者とする。
- (5) エコ活動数 エコ活動数とは、前号に規定する者が第5条に規定する活動期間中に行った活動の総数をいう。
- (6) サポーター 本事業の趣旨に賛同し、エコ活動を行った市民等に対してエコスタンプの押印や活動認証サインを行う学校園・事業者・施設管理者・団体等をいう。
- (7) エココミュニティ会議 エココミュニティ会議設置要綱に基づき設置されたエココミュニティ会議をいう。

### (エコスタンプ協力店)

第3条 エコスタンプ押印の協力をしようとする店舗等の代表者は、エコスタンプ設置について事務局に申し出るものとする。

- 2 協力期間は、協力を申し出た日から本事業が継続している間とする。
- 3 事務局は、第1項の申し出を受けた場合は、その店舗等をエコスタンプ協力店として登録するとともに、ホームページ等で公表し、協力店ステッカー及びエコスタンプを送付するものとする。
- 4 協力店舗の代表者は、エコスタンプ設置を途中で辞退しようとする場合は、その旨を事務局に申し出るものとする。
- 5 事務局は、前項の規定による届出を受けた場合、速やかにその内容をホームページ等にて公表するものとする。
- 6 協力店は、協力店ステッカー・エコスタンプの取扱について次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) ステッカーは、市民等が見やすい場所に掲示するよう努める。
  - (2) 協力店を辞退した場合は、辞退の日以後、ステッカーを掲示してはならない。

( サポーターの登録及び公表 )

第4条 サポーターとして本事業に協力しようとする団体等の代表者は、事務局に協力を申し出ることによりサポーターとして登録されるものとする。

- 2 協力期間は、申し出の日から本事業が継続している間とする。
- 3 事務局は、前項の規定による申し出を受けた場合は、速やかにその団体をサポーターとして登録するとともに、エコスタンプを送付し、団体名をホームページ等で公表するものとする。
- 4 団体等の代表者の変更又は登録を取消を行う場合は、その旨を速やかに事務局に届け出るものとする。
- 5 事務局は、前項の内容による届け出を受けた場合は、速やかにその内容をホームページ等で公表するものとする。

( エコ活動の取り組み期間並びにエコカード及び市民活動カードの提出期限 )

第5条 エコ活動の取り組み期間は、毎年度、エコカード及び市民活動カード(以下「エコカード等」という。)の配布時から翌年3月31日まで(各年度内)とし、エコ活動数認定のためのエコカード等の事務局への提出期限については同年4月10日までとする。

( エコ活動数の集計及び活動数の公表 )

第6条 事務局は、提出されたエコカード等の内容を精査し、エコ活動数を既に設置されているエココミュニティ会議の単位で集計する。

- 2 事務局は、集計されたエコ活動数を年度終了後1ヶ月以内に市に報告するものとする。
- 3 事務局は、集計されたエコ活動数を随時、市ホームページ「エココミュニティ情報掲示板」で公開するものとする。

( エコ活動数の有効期限 )

第7条 エコ活動数の有効期限は、当該活動年度とする。

( エコ活動総数証明書 )

第8条 エココミュニティ会議の代表者は、当該地域のエコ活動数の総数を証明する場合、市長に地域のエコ活動総数の証明を申請することができる。

- 2 市長は、エココミュニティ会議よりエコ活動総数証明申請書(様式1号)による申請を受けた場合は、エコ活動総数証明書(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 エコ活動総数証明書申請可能期間は、年度終了後2ヶ月以内までとする。

( その他 )

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成22年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から実施する。

(様式第1号)(第8条関係)

平成 年 月 日

## エコ活動総数証明申請書

西宮市長様

下記のとおり、エコ活動総数証明書の交付を申請いたします。

団体名	エココミュニティ会議
代表者名	印
住所	
電話番号	

(様式第2号)(第8条関係)

平成 年 月 日

様

西宮市長

### エコ活動総数証明書

貴団体の平成 年度エコ活動総数は ポイントであることを証明いたします。なお、活動総数の内訳は以下のとおり。

対象活動	該当者数	活動数合計
EWCエコカード (小学生)	人	ポイント
持続可能な地域づくり市民活動カード (中学生)	人	ポイント
持続可能な地域づくり市民活動カード (高校生以上の市民)	人	ポイント
総 合 計	人	ポイント

以 上